

千葉県浄化槽法施行細則の一部改正

改正前	改正後																				
<p>第1条～第6条（略）</p> <p><b>（浄化槽の休止の届出）</b></p> <p><b>第7条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を休止したときは、その日から30日以内に、浄化槽休止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。</b></p> <p>附則（略）</p> <p>様式第1号～第4号（略）</p> <p><b>様式第5号</b></p> <div data-bbox="269 1111 780 1738" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">様式第5号(第7条)</p> <p style="text-align: center;">浄化槽休止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)千葉県長</p> <p style="text-align: center;">浄化槽管理者 住所(※) 氏名(※)</p> <p style="text-align: center;"><small>(※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名。 法人の場合は、原則として記名押印が必要です。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。)</small></p> <p style="text-align: center;"><small>連絡先電話番号 _____ 連絡先電子メールアドレス _____</small></p> <p>次のとおり浄化槽の使用を休止したので、届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">浄化槽の種類</td> <td colspan="3">単独処理浄化槽・合併処理浄化槽</td> </tr> <tr> <td>浄化槽の規模</td> <td style="width: 10%;">人 槽</td> <td style="width: 10%;">人 使用人員</td> <td style="width: 10%;">人</td> </tr> <tr> <td>設置場所及び施設の名称</td> <td colspan="3">千葉県 区 (名称)</td> </tr> <tr> <td>休止期間</td> <td colspan="3">休止期間 年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>休止の理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div>	浄化槽の種類	単独処理浄化槽・合併処理浄化槽			浄化槽の規模	人 槽	人 使用人員	人	設置場所及び施設の名称	千葉県 区 (名称)			休止期間	休止期間 年 月 日～ 年 月 日			休止の理由				<p>第1条～第6条（略）</p> <p><b>削る</b></p> <p>附則（略）</p> <p>様式第1号～第4号（略）</p> <p><b>削る</b></p>
浄化槽の種類	単独処理浄化槽・合併処理浄化槽																				
浄化槽の規模	人 槽	人 使用人員	人																		
設置場所及び施設の名称	千葉県 区 (名称)																				
休止期間	休止期間 年 月 日～ 年 月 日																				
休止の理由																					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。